

入院時食事療養・入院時生活療養について

当病院は、入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士の管理の下に食事を適時（朝食：午前8時　昼食：午後12時　夕食：午後6時）、適温で提供しています。

・入院時食事療養費の標準負担額

	区分	負担額
①	一般の方	510円
②	世帯全員が住民税非課税の方	240円
	上記の方で、過去1年間の入院期間が90日を超える方	190円
③	世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準未満の方	110円

・生活療養費の標準負担額

	区分	食費負担額 (1食につき)	居住費負担額 (1日につき)
①	一般の方	510円	370円
②	世帯全員が住民税非課税の方	240円	370円
③	世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準未満の方	140円	370円

※一部抜粋

石橋総合病院